

被災した住まいの再建（建替え・修理）に関する相談・受付窓口を設置しています。

## 石川県木造住宅協会・石川県建設業協会 事務局内

電話番号 0120-123-688 (フリーダイヤル)

受付URL <https://www.jiwood.or.jp/reconstruction/>

受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始 (12/28~1/5) を除く) (受付二次元コード)

受付期間 令和6年7月26日~令和7年3月31日



相談  
受付  
窓口

- 住宅の建替え・修理（応急修理含む）の相談を受付します。
- ご希望に応じて、協会が工事業者を手配します。

受付期限を  
延長しました。

※電話又はホームページで受付します。

窓口では、お名前、住所、ご連絡先、ご自宅や宅地の被害状況等をお伺いします。  
数日後に見積りに伺う工事業者を選定してご連絡致します。

## 住宅の応急修理制度に関する掛かり増し経費を補助します。

対象地域：能登6市町（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）

補助対象：石川県木造住宅協会、石川県建設業協会 の会員  
石川県建築組合連合会 に所属する事業者

(県HP二次元コード)



住まいの再建に協力できる補助対象事業者は、いしかわ21世紀住まいづくり協議会の  
ホームページに掲載しています。

(いしかわ21世紀住まいづくり協議会)  
HP二次元コード



お住まいの市町以外の工事業者が応急修理を行う場合は、遠隔地からの出張のため、移動に要するガソリン代や宿泊代等の費用（掛かり増し経費）を、直接、県が工事業者に補助します。

- ※ 応急修理に関する部分が補助の対象です。
- ※ 別途、住宅の応急修理の手続きが必要です。
- ※ 上記の「相談受付窓口」を経由せずに、直接、依頼するお住まいの市町以外の補助対象工事業者による応急修理工事も対象です。

(注) 住宅の応急修理制度：災害救助法に基づき、地震により準半壊以上の被害を受けた住宅に、今後も住み続けることを目的に、応急的な住宅の修理を行う制度

問合せ先

石川県土木部建築住宅課

電話番号 076-225-1777  
syuuri-hojo@pref.ishikawa.jp